

行政委員会委員報酬のあり方に関する意見書

平成 2 2 年 1 月

青森県行政委員会委員報酬検討会議

1 はじめに

青森県の行政委員会の委員報酬は、月額制を基本としている。

これは、定例的な会議や行事への出席のほか、審議案件の事前検討などの活動があること、また、委員には高度な法律判断や専門知識などが求められること等を勘案したものであるが、基本的には他の都道府県が月額制を基本としていることとの均衡を考慮したものである。

しかしながら、委員報酬のあり方については様々な意見があり、他の都道府県でも見直しの動きがあることから、青森県においては、改めて適切な委員報酬のあり方を検討することとし、県内各層から幅広く意見を聴取するため、「青森県行政委員会委員報酬検討会議」を設置したところである。

これを受け、本検討会議では、各委員会の活動状況等を検証の上、活発な意見交換を行い、意見を取りまとめたものである。

2 主な意見

本検討会議で委員から出された主な意見は、次のとおりである。

< 活動状況、職責 >

各委員会の活動状況には、バラツキがあり、委員会ごとにその状況を踏まえる必要がある。定例会出席以外でも、その業務は多岐にわたり、定量的に把握できない活動も多い。

各委員会は、法律に基づき明確な権限が付与され、固有の職責を有している。委員は、こうした職責を担いながら、独立した行政機関の職務執行に当たっており、このことは、相当重い職責を有していると評価すべきである。

委員の兼業禁止などについて、特別の定めが置かれ、制約が多い。また、委員会によっては、日常生活において種々の制約や精神的・心理的負担を受ける場合がある。加えて、県議会での答弁等、特別の役割を求められる場合もある。

現行の月額制を踏まえれば、より活動内容の質の向上を図るべき

である。

< 委員報酬のあり方 >

勤務日数に応じて支給するという地方自治法の規定や報酬を労働の対価として理解すべきとの考え方に立ち、原則日額制とすべきではないか。

一般県民の目線から見れば、実働に対して支払う日額制が妥当ではないか。

合理的かつ明確な基準を設定するためには、日額制が適当ではないか。

これからは、社会貢献の一環として専門家や社会的に相応の立場にある人が、ボランティア的に活動することも考慮する必要があるので、細かい事情に合わせて報酬のあり方を検討できる日額制がよいのではないか。

事前検討等に費やす部分や職責の重さの評価について保証するために、基本的な部分については月額制にし、会議等に出席した実績については日額制にすることはできないか。

職責や各種の制約や負担、定量的に把握できない活動の多さなどを踏まえれば、月額制とすべき委員会もあるのではないか。

精神的・心理的負担を加味すると、現行の報酬はむしろ安いので、少なくとも月額制は維持すべきではないか。

いずれにしても、各委員会ごとの活動状況や職責に見合った報酬制度とすべきであり、他の都道府県の見直しの動向や考え方にも留意すべきではないか。

< 委員報酬の水準 >

本県の委員報酬の水準は、全国比較でみると、概して低い水準にあることは理解するが、どの程度が妥当であるかは一概に判断し難い。

厳しい財政状況等を踏まえ、特別職の給与がカットされている状況等を考慮すれば、この機会に見直しが検討されてもよい。

委員の職責や人材の確保といった点も考慮すれば、ある程度の報酬水準とすることは必要であるが、委員活動にはボランティアの要素があるということも加味すべきである。

日額を算定するに当たっては、職責や事前検討等の活動のほか、委員に対するインセンティブも加味した単価とし、活動した分は委員に支払うという形の方が、対外的にも説明がつく。

委員長と委員の活動状況に差があり、報酬に差を設けることは合理的である。

いずれにしろ、委員報酬の水準については、県民の理解が得られるかという観点から検討を進めるべきである。

3 今後の見直しに当たって

県においては、本検討会議で出された意見を踏まえ、各委員会の活動状況や職責を今一度確認し、他の都道府県の見直しの動向にも留意し、委員報酬の見直しについて所要の措置を講ずべきものとする。

【参考資料】

- 目次 -	(頁)
1 行政委員会について	4
2 委員報酬に関する定め	4
3 本県における委員報酬の状況	5
4 本県における見直しの動向	5
5 青森県行政委員会委員報酬検討会議設置要綱	6
6 検討経緯	8

~~~~~

### 1 行政委員会について

行政委員会は、法律に基づき明確な所掌事務と権限が与えられた県の執行機関で知事以外のものであり、権限が一つの機関に集中することを防止し、行政運営の公正妥当を期するため、行政機能の種類等に応じて独立した機関として設置されている。

本県には「監査委員」「公安委員会」「教育委員会」「人事委員会」「選挙管理委員会」「労働委員会」「海区漁業調整委員会」「内水面漁場管理委員会」及び「収用委員会」の9つの委員会が設置されている。

行政委員会の委員は、法律に特別の定めがあるものを除き非常勤(本県では、代表監査委員のみが常勤)である。

### 2 委員報酬に関する定め

行政委員会の委員報酬については、その勤務日数に応じて支給する(日額制)ものとされ、ただし、条例で特別の定めをした場合はこの限りでない(月額制)とされている。(地方自治法第203条の2第2項)

### 3 本県における委員報酬の状況

本県では、すべての委員会において月額制を採用している。

行政委員会委員の報酬額 (月額、円)

| 委員会名        | 委員長・会長       | 会長代理    | 委員  |              |
|-------------|--------------|---------|-----|--------------|
| 監査委員        | (常勤) 661,000 |         | 1人  | (識見) 178,000 |
|             |              |         | 2人  | (議員) 101,000 |
| 公安委員会       | 197,000      |         | 2人  | 178,000      |
| 教育委員会       | 197,000      |         | 4人  | 178,000      |
| 人事委員会       | 197,000      |         | 2人  | 178,000      |
| 選挙管理委員会     | 192,000      |         | 3人  | 169,000      |
| 労働委員会(公益委員) | 197,000      | 183,000 | 3人  | 169,000      |
| 〃(労使委員)     |              |         | 10人 | 151,000      |
| 海区漁業調整委員会   | 55,000       |         | 28人 | 47,000       |
| 内水面漁場管理委員会  | 55,000       |         | 9人  | 47,000       |
| 収用委員会       | 73,000       |         | 6人  | 64,000       |

常勤監査委員は、10%カットにより、支給ベースでは594,900円。

### 4 本県における見直しの動向

#### (1) 議会での議論(平成21年2月議会)

「減額や日額への見直しも含めて報酬のあり方を考えていく必要があると思うがどうか。」との質問があり、「他の都道府県の見直しの動きなどの状況にも留意しながら、適正な報酬額のあり方について研究して参りたい。」と答弁。

#### (2) 知事記者会見(平成21年6月1日)

「報酬については様々な意見があり、他都道府県で報酬の支給水準や支給方法に見直しの動きも出てきている。こうした全国的な動きにも留意し、適正な委員報酬のあり方について検討していきたい。」

## 5 青森県行政委員会委員報酬検討会議設置要綱

### (設置)

第1 県は、行政委員会（監査委員、公安委員会、教育委員会、人事委員会、選挙管理委員会、労働委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び収用委員会をいう。）の適切な委員報酬のあり方等について検討するに当たり、県内各層から幅広く意見を聴取するため、青森県行政委員会委員報酬検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2 会議は、別表に定める委員9名で構成する。

2 会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 座長は、会務を総理する。

4 会議に座長代理を置き、座長がこれを指名する。

### (会議の公開)

第3 会議は、公開とする。

### (庶務)

第4 会議の庶務は、青森県総務部人事課において処理する。

### (その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成21年10月30日から施行する。

(別表)

青森県行政委員会委員報酬検討会議委員名簿

|                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| 八戸短期大学副学長              | うちうみ たかし<br>内海 隆    |
| 日本労働組合総連合会青森県連合会事務局長   | うちむら たかし<br>内村 隆志   |
| 青森県商工会議所連合会理事          | えびな ふみあき<br>蝦名 文昭   |
| 青森公立大学経営経済学部教授         | えんどう てつや<br>遠藤 哲哉   |
| 弁護士                    | おの まさお<br>小野 允雄     |
| 青森県農業協同組合中央会副会長        | かどはま みつあき<br>角濱 光昭  |
| 青森県信用保証協会会長            | はせがわ よしひこ<br>長谷川 義彦 |
| NPO法人青森県消費者協会消費生活専門相談員 | はやし ひろみ<br>林 博美     |
| 弘前大学人文学部准教授            | ひの たつや<br>日野 辰哉     |

：座長

(五十音順)



## 6 検討経緯

| 時 期                | 内 容                                                                                     |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成21年<br>11月6日(金)  | 第1回会議<br>座長選出<br>行政委員会委員報酬制度について<br>活動内容等について<br>委員報酬の適切なあり方の検討の視点について<br>次回以降に向けての論点整理 |
| 平成21年<br>11月24日(火) | 第2回会議<br>行政委員会の活動内容について詳細な説明を受け、第1回<br>会議で整理した論点について議論した。                               |
| 平成21年<br>12月18日(金) | 第3回会議<br>第2回まで会議の議論を基にした意見書案の骨子に基づき<br>議論し、委員の意見を整理して意見書として取りまとめるこ<br>ととした。             |